

平成28年度 小規模企業共済制度及び 経営セーフティネット共済（中小企業倒産防止共済制度）について

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、
不安がある

自分で積み増しするには、
どんなものがあるの？

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

制度の特長

**1 経営者のための
退職金制度**

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

**2 掛金は
全額所得控除**

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

**3 受取時も
税制メリット**

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

中小機構 TEL:050-5541-7171
(共済相談室)

小規模企業共済 **検索**

www.smrj.go.jp/skyosai

中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済

取引先の倒産から会社を守る制度です！

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

中小企業倒産防止共済制度の特長

**1 掛金の10倍の範囲内で
最高8,000万円
まで貸付け**

**2 貸付条件は
無担保・無保証人**

**3 掛金は税法上
損金（法人）または
必要経費（個人事業）に**

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

掛金月額額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

中小機構 www.smrj.go.jp/kyosai TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

経営セーフティ共済 **検索**

千葉県中小企業団体中央会

16